

IBAの役員選挙と指名委員会の役割

大阪弁護士会会員
小原 望
Ohara, Nozomu

1 はじめに

筆者は2011年からの2年間後記IBAの指名委員会の委員(その前4年間はPPID理事)を務めさせていただき、IBAの役員選挙を内部から見る経験をしたので、その一端をご披露させていただくこととする。

2 IBAとは

IBA(International Bar Association、国際法曹協会)は世界中の弁護士会、法律家の会員で構成される世界最大の法曹団体である。IBAは国際連合の設立(1945年)に呼応して34か国の国連加盟国の弁護士会の代表がニューヨークに集まり1947年に設立された。

当初、IBAは会員を各国の弁護士会に限定していたが、1970年に個人の弁護士にも門戸を開き、その後の会員規則の緩和により弁護士、裁判官、学者及び法学生が入会し、現在IBAは世界中の200を超える弁護士会、5万人を超える個人会員を擁している。

3 IBAの組織

IBAは2004年の年次総会(オークランド)で大改組され、現在ではLPD(Legal Practice Division、法律実務部門)とPPID(Public and Professional Interest Division、公益活動部門)に大別され、かつPPIDの中にはSPPI(Section on Public and Professional Interest、公益活動セクション)及び半ば独立したBIC(Bar Issue Commission、弁護士会問題評議会)とHRI(Human Rights Institute、人権評議会)がある。

4 理事会

IBAの最高意思決定機関として理事会がある。IBA理事会はそれぞれの会員弁護士会の代表者(1名又は2名)たる理事、現及び前IBA役員(会長、副会長、事務総長)、各部門のトップ3役(議長、副議長、総務・財務担当役員)及びかかる各部門の前議長、各常任委員会の委員長等で構成されている。理事会は年2回(中間大会と年次総会の際に)開催され、その最重要的役割の一つは2年に一度の役員の選出である。

5 IBAの役員

IBAの役員は、事務総長、副会長、会長を各2年ずつ務め、順次昇進していくことが多く、一般的には重要なトップの役員を6年間務めることになる。もちろん自動的になることはなく、2年ごとに立候補して理事会の選挙で当選しなければならない。従って、前記のごとき順送り方式に異論のある者は自由にどの役員にも立候補できる。しかし、IBAの役員の職責の重要性に鑑み、IBAは最高の資質の候補者だけが選挙で選任されうるようにするため指名委員会による指名制度を設けている。

6 指名委員会

指名委員会(Nomination Committee)は、会長、LPD議長及びPPID議長より指名された12名の委員で構成されている。IBA会長及び各部門の議長はそれぞれ4名を指名委員に指名する。通常は会長が前IBA会長を指名委員会の委員長に指名する。指名委員会は次期役員選挙の候補者の指名を担当する。IBAの役員に立候補しようとする場合には、一定の期限内に立候補の届け出をし、かつ指名委員会の指名を得なければならない。

指名委員会の委員長と委員は全候補と面接を行い、候補者が適任か否か、複数の候補者がいる場合にはどの候補者がより適任であるかを決定して理事会に報告しなければならない。

指名委員会では役員選出年の年次総会に向けて、役員の候補を指名するスケジュールを決定し、そのスケジュールに沿って、会員弁護士会、各理事、各部門役員及び委員会等に通知書を送付する。通知書には、IBA役員候補者の募集をする旨及び申し込み締切日が記載されている。通知書は、最近ではIBAのホームページ上にも掲載されている。

LPD、PPID等の全部門の役員候補者にも指名委員会の指名が必要であるが、本稿では説明をトップ3役たる会長、副会長、事務総長に限ることにする。これら3役が同委員会の指名を受ける

ためには、IBA役員、理事又は会員弁護士会の代表者の中から最低2名の推薦が必要である。

締切日が過ぎると指名委員会はIBAのホームページに候補者全員の氏名を掲載し、選挙年の理事会でプレゼンテーションを行い、立候補者の氏名、推薦した会員の氏名、その他適切と思われる情報を記載した報告書を事務総長に提出する。トップ3役候補者に対する指名委員会の指名には、内部の決議にも厳しい条件が付されており、同委員会のメンバーの75%から支持が必要である。指名を得られなかつた会員が理事会における選挙に出馬するためには再指名手続をとらなければならず、3役の候補者が再指名を受けるには、IBAの役員、理事、会員弁護士会の代表者内の5名からの推薦が必要である。

投票はIBAの理事会で行われる。各理事が投票できる投票数は理事の種類によって異なる。2名の理事を出している弁護士会の理事は弁護士会の会員1000名につき1票(上限10票)が与えられる。例えば、その弁護士会に5500名の会員がいる場合その2名の理事に合計6票(端数は切り上げ)が与えられる。またLPD及びPPIDには弁護士会を代表する理事が投票できる投票数の40%が与えられ、この投票数がさらにLPDに85%、PPIDに15%と割り当てられる。特定の役職に候補者が1名しかおらず自動的に当選する時を除き、投票は理事会において秘密投票により行われる。

7 IBA会長までの道のり

IBAの会長までの一般的な道のりは以下のとおりである。IBAに入会して数年間委員会で活発な活動をした後、副委員長(2年～)を経て委員長になる(2年～)。その後、LPD・PPID等の理事(4年)を経て、各部門の総務・財務担当役員(2年)、副議長(2年)、議長(2年)とその都度立候補し当選する。その後機会をとらえて、事務総長(2年)に立候補して当選し、副会長(2年)、会長(2年)と昇進する(いずれも選挙がありうる)。

例外はあるものの、この通常の道のりを経ると最短でも二十数年を要し、実際には、トップの3役員に立候補するには1～2期待たざるをえないことがあるので、約30年がかりの大仕事となる。

日弁連の川村明会員は、PPIDのBIC議長2年を経てトップの3役を順次昇進し、アジアから史上初のIBA会長になられたが、以前からの長きにわたる外弁問題に関する国際的な活躍と著名度が、厳しい事務総長選の勝利につながった。

8 むすび

日弁連は国際化を重視し若手会員の国際会議参加等を支援しているが、国際的な舞台で活躍するには意欲、能力、資力、体力(川村会員は会長時代のみで地球を6周された)、事務所の協力等の条件が揃わないと継続できない。道は極めて厳しいが日弁連から川村会員に続く方が出てくださることを切に祈る次第である。



IBA東京大会への招待③（マスター編）

東京弁護士会会員 大谷 美紀子

国を表す英語はたくさんあります。日常的によく用いるcountryの他に、nationは国民国家を指し、主権国家を意味する場合はstateを用います。私は、国際人権法が専門で、今も国連文書を読むことが多いので、国といえばstateが頭に浮かびます。IBAの会議では、developing jurisdictions、in my jurisdictionのように、国のこと話をしていると思われるのに、jurisdictionsがよく使われるのを聞いて違和感がありました。そのうち、謎が解けました。たとえば、英国の中には、England & Wales、Scotland、Northern Irelandの3つのjurisdictionsがあり、法制度も弁護士資格も異なります。アメリカ合衆国には、50州+DCの51のjurisdictionsがあります。なるほど、国単位では、話が通じないはずです。国連加盟国数は193、ロンドンオリンピック参加国数は204。IBAに参加する弁護士を、jurisdiction単位で数えると、その多様性、スケールの大きさに圧倒されることでしょう。